

柏原市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和17年 3月31日

柏原市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	4
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林整備の方法に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	11
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13

第7	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 3
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 3
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 3
3	作業路網の整備に関する事項	1 4
4	その他必要な事項	1 4
第8	その他必要な事項	1 4
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 4
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 4
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 4
III	森林の保護に関する事項	1 4
第1	鳥獣害の防止に関する事項	1 4
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 4
2	その他必要な事項	1 4
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	1 4
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	1 4
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	1 5
3	林野火災の予防の方法	1 5
4	放置竹林の対策の方法	1 5
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	1 5
6	その他必要な事項	1 5
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	1 5
1	保健機能森林の区域	1 5
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	1 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 6
V	その他森林の整備のために必要な事項	1 6
1	森林経営計画の作成に関する事項	1 6
2	生活環境の整備に関する事項	1 6
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	1 6
4	森林の総合利用の推進に関する事項	1 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項	1 7
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	1 8
7	その他必要な事項	1 8

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

柏原市は、大阪府の南東部に位置し、大阪府と奈良県の間につながる生駒山系の麓にあたり、東西方向6.60km、南北方向6.63kmに亘る大阪府下33市中第21番目の面積を擁する小都市である。奈良県境に接する内陸部にあり、奈良県側の市町は、三郷町、王寺町、香芝市の3市町があり、大阪府側の市は、八尾市、藤井寺市、羽曳野市の3市が隣接して四周を囲んでいる。

本市は、大和川と石川が合流する大阪平野の南東部に位置している。東部には生駒山系があり、この山系の稜線で奈良県と接し、西へ海拔高を漸減しながら大阪平野に至り、山地部、丘陵部、平野部のそれぞれが比較的明瞭である。

また、生駒山系を源として数多くの小溪が発達しており、市域の約3分の2を山地が占めている。このため、大阪市の中心部からわずか20kmの距離にもかかわらず、山や川などの自然環境に恵まれた、府下でも有数の緑豊かなまちとなっている。

市域面積は2,533haで、内森林面積は714haであり、人工林率は15%である。

今後、余暇時間の拡大とともに、森林とのふれあいを求める市民ニーズがますます増大していくなかで、森林の持つ精神的なゆとりや文化的な豊かさをもたらす保健文化としての機能の発揮が要求される。特に高尾山創造の森（府民参加の森）は、市民の最も身近な『みどり』としての森林浴、創作活動、森林体験学習などの保健文化活動の場としてますます重要になっている。

2 森林整備の基本方針

- 府内や近隣府県でも複数の木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。
- 集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、治山施設と荒廃森林の整備を計画的に進める。
- 土石流に伴う流木災害を防止するため、溪流沿いにおける危険木の除去等、流木対策を推進する。
- ハザードマップの作成や地域住民との防災パトロールなど、地域住民の減災意識を高めるソフト対策を推進する。
- 生物多様性の保全のため、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援する。また、択伐施業等による複層林化や針広混交林化を図るなど、多様な生き物が生息できる空間の創出を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林の姿

○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木

の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林。

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

○文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

○生物多様性功能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

現在、本市においては林業を営む生産者があまり存在しないが、森林は、山地災害の防止や景観生活環境の保全等に対して重要な役割を果たしており、森林の公益的機能が高度に発揮されるような整備を図る必要がある。特に、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び景観生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まっていることから、本市としては、今後人工林の間伐の推進及び森林の整備を積極的に実施することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
柏原市	40年	45年	35年	45年	10年	15年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや、義務付ける

ものではない。

主要樹種ごとに上表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐については、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に際しては、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

なお、必要に応じて郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意するとともに、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

さらに、景観の保全や特定動物の採餌などのため、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する

人工造林の対象樹種 スギ、ヒノキ、マツ類、クスギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林とならないよう留意するとともに花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	

標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定める。

また、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

注) ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて主として天然力を活用することによりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は周辺の草丈以上の更新樹種の本数が概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行

	う。なお、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法
該当なし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000	18	23	29	35

(注) () は長伐期大径材生産を目標とした場合。

間伐の標準的な方法	備考
・間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。	

2 保育の作業種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢													標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△							ア
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△						
つる切り	スギ						○	○	○					イ	
	ヒノキ							○	○	○					
除伐	スギ									←	○	→		イ	
	ヒノキ										←	○	→		

(注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り： 上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜けきる時期まで1～2回行い、実施時期は6月上旬～9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐： 下刈り後3～5年間は、つる切及び除伐を行う。除伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し生育させる。

ウ 枝打ち： 林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実施時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項： 病虫害の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1の通り

イ 施業の方法

人工林施業及びぼう芽更新を主な施業方法とし、伐採にあつては、1箇所当たりの伐採面積を小規模に抑え、伐区の分散を図る。また、ため池や湧水池等の周辺にある森林については、複層林施業を導入していく。なお、当該森林は長伐期施業とし伐期齢の下限は(2)のイに準ずる。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1の通り

イ 施業の方法

山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

地域の土壌や傾斜等の自然的条件に応じて、人工林施業、ぼう芽更新のなかから選択するものとし、下層植生の保護及び発達が図られるようにする。人工林施業を実施する場合には、1箇所当たりの伐採面積を小規模に抑え、伐区も分散するようにする。山腹崩壊や土砂流出の危険性が高い森林は、複層林施業の導入を図りながら整備していく。

快適環境形成機能維持増進森林

人工林施業を行う場合には、1伐区当たりの面積を小規模に抑え、伐区を分散すること等により、当該機能の低下をきたさないよう配慮する。特に、風致の維持に配慮する必要がある森林は、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐、あるいは、小面積皆伐を原則として整備する。

保健機能維持増進森林

人工林施業を行う場合には、1伐区あたりの面積の小規模に抑え、伐区を分散すること等により、当該機能を低下させないよう配慮する。

特に、保健・文化・教育的利用の場とされる森林にあつては、長伐期の人工林施業の導入をはかり、伐採種は択伐、あるいは、小面積皆伐することを原則として整備する。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹(クヌギ除く)
1.2.3.4.8.10.11.12. 13い.13ろ.15.16	80年	90年	70年	90年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1,2	153
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1,2,11,12	208
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1,3,4,8,10,13い,15,16	348
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1,3,4,10,13い,15,16	298
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	—	

長伐期施業を推進すべき森林		1, 2, 3, 4, 8, 10, 11, 12, 13い, 13ろ, 15, 16	714
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (伐採によるものを除く)	—	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、その設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし。

4 その他必要な事項
該当なし。

第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項
該当なし。

4 その他必要な事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合等を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシノナガクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、特に歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある個所を優先して対策を実施する。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行い、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2) その他

府や市、森林組合等で組織する「生駒山系森づくりサポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議するとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 放置竹林の対策の方法

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を利用し企業、NPO等による竹林整備を促進

するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
該当なし。

6 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。

(2)その他
該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)	備考
位置	林班	合計	
図面の通り	1, 3, 4, 10, 13い, 15, 16	298	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
人工林施業	1 伐区当たりの面積を小規模に抑えること、また、伐区を分散すること等により、当該機能が低下しないように配慮する。また、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐あるいは小面積の皆伐とする。
植栽	多様な樹種や郷土樹種を主とした林木が適当な間隔で配置されるよう配慮する。
管理	多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。また、必要に応じて森林保健施設の設備を図る。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1)森林保健施設の整備
該当なし。

(2)立木の期待平均樹高
該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

該当なし。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

日頃自然に親しむ機会の少ない青少年をはじめ、多くの都市住民が、体験を通して林業に親しむことのできる場として、昭和63年度から府民参加の森づくり事業を実施している。平成7年度から平成10年度にかけて実施した高尾山創造の森整備事業において、遊歩道及び木製デッキ、トイレの整備や案内表示板の設置などを実施した。また、森の管理として散策路、休憩所等の草刈・清掃及び山火事等への用心のため定期的に巡回を行っている。

今後、更に多くの市民が自然をより身近に感じ、林業体験、体験学習ができる森として、更なる充実を図ることとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
高尾山創造の森 （府民参加の森）	柏原市 平野・大県	16.7ha S63～H2	同左	同左	別紙地図の 通り

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民の共有財産として森林を充実させるためには、林業生産活動を活発にさせる必要があるものの、森林が都市部に位置していること等もあり、産業としての林業は非常に成り立ちにくい環境にある。

一方、市民は森林が有している有形無形の恩恵にあずかることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者のみならず市民の協力を得ながら花木の植栽などによる景観林への誘

導や荒廃森林の整備を促進する。

高尾山創造の森（府民参加の森）の利活用として、市内小学校の児童が『森林の成り立ちやその手入れの方法』を学び、実際に木を伐採するなど森林体験学習を行っており、今後、森づくり委員会を活動の主体として、市内小学生のみならず、市民にも広く森林の大切さ（特に高尾山創造の森）の普及活動の推進を図り、また、森林ボランティア育成講座、森林体験学習会等を開催し、森林ボランティア等の育成を図り、市民参加による整備を進める。

(2) 上下流連係による取り組みに関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景觀に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

付属資料：森林整備計画概要図

参考資料

- 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし。